



佐藤 守正

国保税の引き下げを恒常化するために、一般会計からの法定外繰入れを増やすべきだ。

質問

今年度の町県民税のあまりの急激な値上げに、町民の悲鳴がたくさん上がっている。例えば75歳の共済年金の受給者Aさん。17年度の年額9千200円が、18年度はいきなり4万1千500円になり、19年度は8万2千500円。3年間で約9倍の値上がりである。このような例がたくさんある。

町民を重税の苦しみから守るために町ができることは、せめて国保税を下げることだ。18年度の国保会計は大きく黒字になって8千900万円もの繰越金が出る。担当課はそれを財源にして、19年度は1世帯あたりで約1万円、1人あたりで

4千円ほどの引き下げを提案している。

大きく上がった住民税は来年度も続くわけだから、国保税はいったん下げたこの水準を来年以降も維持するだけでなく、さらに引き下げるよう町も努力をすべきである。

国保会計の大幅黒字という幸運は毎年続くわけではない。恒常的に保険税を上げないためには、一般会計からの法定外の繰入れをする以外はない。国保会計への法定外繰入れを数千万円単位で毎年行うという予算編成を、町長の裁量でやってもらいたい。

18年度の一般会計の黒字は3億3千570万円にも及ぶ。その繰越金を何に充てるかは、執行権者である町長が決めること。生活弱者が多く集まる国民健康保険により多くの町費を投ずる

ことは、町民福祉の観点から言っても望まれる施策である。

町長答弁

私の独断で今決めることはできない。町の財政の状態を見ながら考えていきたい。私には裁量権はそんなにあるとは思わないが、十分に検討した中で決めていきたい。

ノリタ光学跡地の土壤汚染は、汚染除去費用を汚染原因者に請求し早急に除去すべきであるが、その意志はあるか。

質問

平成14年に成立した「土壤汚染対策法」は、土壤調査や汚染土壌除去を土地所有者に義務づけており、汚染原因者に汚染の除去等に要した費用を請求すること

ができるとしている。

湯沢町は汚染除去の費用負担をノリタ光学に請求すべきだが、町長にはその意志はあるか。

町長答弁

この土地は法が施行される前にノリタ光学は工場を廃止していることから、所有者に調査義務はなく、周辺の地下水に汚染が見られないことから調査命令の対象にもならない。従って町が汚染土壌を除去しても自発的な行為とされ、原因者にその費用を請求できないと県の担当者は言う。

当面は汚染の拡散に注意を払っていく以外のことはできないが、理解してほしい。

質問

それは県の見解であつて、法律家の見解ではない。今問題になっている土壤汚染のほとんどが、この法律ができる前に汚染されていた土地であり、その問題にはこの法は無効であるとしたら何のための法律かわからない。

地下水に汚染が観測されたときは、県は何らかの対



ノリタ光学に土壤汚染除去費を請求できないか

策をとるよう町に命じてくるはず。その時町の費用で汚染を撤去しなければならぬとしたらあまりにも理不尽だ。企業の社会的責任から言っても、ノリタ光学の責任は免れない。

町長答弁

町は顧問弁護士を動かしてノリタを吸収したエンプレスと交渉してほしい。町は汚染調査のために既に6千万円以上使っている。今後の見通しなしに費用だけを掛け続けるのはおかしい。

国保税を下げるために町長の決断を

一般質問